

総合評価落札方式（チャレンジ型）技術評価基準

（令和 7 年 3 月 10 日）
出 総 第 2 4 7 号

〔沿革〕 令和 7 年 3 月 10 日付け出総第 247 号制定、令和 8 年 3 月 24 日付け出総第 238 号一部改正

（趣旨）

第 1 この基準は、総合評価落札方式（チャレンジ型）試行要領（令和 7 年 3 月 10 日付け出総第 245 号。以下「試行要領」という。）の規定に基づき、技術評価の基準を定めるものとする。

（評価項目等）

第 2 技術提案評価項目の内訳、評価基準及び評価点は、別紙 1 のとおりとする。

2 入札参加資格の地域要件が県外業者の参加を可能としている工事においては、技術提案評価項目 A のうち工事箇所の変興局等管内での実績等を評価する項目について、工事箇所の変興局等管内を岩手県内と読み替えて適用するものとする。

（技術評価点の算定方法）

第 3 技術評価点は、次の算定式によって算出するものとする。

技術評価点（15 点）＝技術提案評価項目 A（10 点）×1.5

（技術評価）

第 4 技術提案書については、次の各号により技術提案の評価を行うものとする。

- （1） 技術提案評価項目 A については、提案者の自己評価点をもって評価とし、落札候補者決定後に当該者の自己評価点を審査する。
- （2） 工事所管課等の長は、開札後に落札候補者から提出される書類により当該者の技術提案評価項目 A の審査を行うものとする。なお、申請内容に錯誤等があった場合の取扱いは、別紙 2 によるものとする。
- （3） 工事所管課等の長は、審査の結果について、様式第 1－1 号又は第 1－2 号に記録し入札担当課等の長に送付するものとする。なお、開札後の審査結果については、様式第 2－1 号又は第 2－2 号も併せて送付するものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 10 日付け出総第 247 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日付け出総第 238 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。